

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）〔抄〕

（地方交通審議会）

第二百十四条 各地方運輸局に、それぞれ地方交通審議会を置く。

2 地方交通審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方運輸局長の諮問に応じて地方運輸局の所掌事務に関する重要事項を調査審議すること。

二 船員法（昭和二十二年法律第百号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）及び船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、地方交通審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他地方交通審議会に関し必要な事項については、国土交通省令で定める。

## 地方交通審議会規則（平成十三年国土交通省令第二十四号）

### （所掌事務）

第一条 地方交通審議会（以下「審議会」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方運輸局長の諮問に応じて、地方運輸局の所掌事務に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を関係行政機関の長に建議すること。
- 二 船員法（昭和二十二年法律第百号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）及び船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

### （組織）

第二条 審議会は、委員九人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

### （委員等の任命）

第三条 委員は、学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

- 2 臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員又は関係地方公共団体の長若しくはその職員のうちから、国土交通大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、地方運輸局長が任命する。

### （委員の任期等）

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員及び臨時委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

第七条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、地方運輸局企画観光部交通企画課において処理する。

(雑則)

第九条 この省令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 近畿地方交通審議会運営規則（昭和45年10月29日制定）

### （趣旨）

第1条 近畿地方交通審議会（以下「審議会」という。）の運営については、地方交通審議会規則（平成13年国土交通省令第24号）の定めるところによるほか、この規則の定めるところによる。

### （招集）

第2条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会を招集するときは、その期日の5日前までに、日時、場所及び審議事項を記載した書面を委員及び審議事項に関係のある臨時委員に送付するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

### （議長）

第3条 会長は、議長として審議会の議事を運営する。

### （委員以外の者の出席）

第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員又は議事に関係のある臨時委員以外の者に対し、審議会に出席して、その意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

### （緊急議案）

第5条 審議会は、出席した委員の3分の2以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても決議することができる。

### （議事録）

第6条 審議会の議事については、議事録を作成するものとする。

### （議事の公開）

第7条 会議は、公開し、議事録は会議終了後速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(答申書等)

第8条 審議会が行う答申又は建議は、書面をもってする。

(部会)

第9条 審議会は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会の決議は、会長の同意を得て、審議会の決議とすることができる。
- 3 第2条から第7条までの規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替える。